

調 査 の 概 要

1 調査の目的

本調査は、男女の雇用均等問題に係る雇用管理の実態を把握することを目的とする。

2 調査の範囲及び対象

(1) 地域 全国

(2) 産業 日本標準産業分類に基づく 16 大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業〈家事サービス業を除く。〉、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）〈外国公務を除く。〉〕

(3) 調査対象（事業所調査）

上記(2)に掲げる産業に属する常用労働者 5 人以上を雇用している民営事業所のうちから産業・規模別に層化して抽出した事業所

3 調査対象数、有効回答数及び有効回答率（事業所調査）

調査対象数 5,862 事業所 有効回答数 4,111 事業所 有効回答率 70.1%

4 調査事項（事業所調査）

- (1) 育児休業制度の利用状況に関する事項
- (2) 育児のための所定労働時間短縮等の措置に関する事項
- (3) 介護休業制度に関する事項
- (4) 母性健康管理制度に関する事項
- (5) 母性健康管理制度の利用状況に関する事項
- (6) 短時間正社員制度の導入に関する事項

5 調査の時期

原則として、平成 25 年 10 月 1 日現在の状況について、平成 25 年 10 月 1 日から 10 月 31 日までの間に行った。

6 調査の方法

厚生労働省雇用均等・児童家庭局から報告者に対して、郵送により調査票を配布・回収する方法

7 調査組織

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 ー 民間事業者 ー 報告者

8 利用上の注意

- (1) この調査は、ある集団の中から一部の調査対象を選び出して調べ、その情報を基に元の集団全体の状態を推計する標本調査である。
- (2) 構成比は小数点以下第 2 位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも 100 とはならない。

- (3) 統計表中、「0.0」、「0.00」は集計した数値が表章単位に満たないものである。
- (4) 統計表中、左横に「＊」を付した数値は、構成比の分母となるサンプル数が少ない（事業所数では2以下、労働者数では9以下）ため、結果の利用には注意を要する。
- (5) 統計表中、該当する数値が存在しない場合、「－」で表示した。
- (6) 調査対象産業のうち、生活関連サービス業、娯楽業は家事サービス業を、サービス業（他に分類されないもの）は、外国公務を除く。
- (7) 東日本大震災への対応
- [1] 平成 23 年度調査は、被災 3 県（岩手県、宮城県及び福島県）を除く全国の結果である。
- [2] 平成 24 年度調査は、原子力災害対策特別措置法に基づき警戒区域、計画的避難区域を設定された市町村及び緊急時避難準備区域を設定後解除された市町村（※）から抽出された企業及び事業所を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業及び事業所を再抽出し代替（調査対象）とした。
- ※ 福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村
- [3] 平成 25 年度調査は、原子力災害対策特別措置法に基づき計画的避難区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域を設定された市町村（※）から抽出された企業及び事業所を調査対象から除外し、被災地域以外の地域に所在する同一の産業・規模に属する企業及び事業所を再抽出し代替（調査対象）とした。
- ※ 福島県田村市、南相馬市、川俣町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村